

性、生殖、薬物使用、HIV、ホームレス、
貧困に関連した行為を禁じる刑事法
に向けた人権に基づく
アプローチのための3月8日原則



国際法律家委員会は世界の著名な裁判官、弁護士60名で構成され、法律に関する専門知識を国内および国際的な司法制度の発展と強化に活用することで、法の支配を通じた人権の促進と擁護に取り組んでいます。また、1952年の設立以来、国際人権法と国際人道法の発展および効果的な実施、市民的・文化的・経済的・政治的・社会的権利の確保、三権分立、司法と法律専門家の独立を旨とし、5大陸で活動を続けています。

© Copyright International Commission of Jurists
Published in March 2023

The International Commission of Jurists (ICJ) permits free reproduction of extracts from any of its publications provided that due acknowledgement is given and a copy of the publication carrying the extract is sent to its headquarters at the following address:

International Commission of Jurists
Rue des Buis 3
P.O. Box 1740
1211 Geneva 1
Switzerland
T +41 (0)22 979 38 00
F +41 (0)22 979 38 01
www.icj.org

The 8 March Principles for
a Human Rights-Based Approach to
**Criminal Law Proscribing Conduct
Associated with Sex, Reproduction,
Drug Use, HIV, Homelessness
and Poverty**

性、生殖、薬物使用、HIV、ホームレス、貧困に関連した行為を禁じる刑事法
に向けた人権に基づくアプローチのための3月8日原則

March 2023

はじめに

法に長く携わる者として、そしてゲイ男性であることを誇りに思う者として、社会が保護に値する集団、および糾弾と追放に値する集団を示すうえで、刑事法が果たす役割は深く理解しています。刑事法の機能はこの点で極めて印象的であり、人びとの生活に重大な影響を与えるものです。社会から認められていない集団やスティグマの対象となる行為で特定される集団に対し、深刻な差別的影響をもたらすこともあります。

加えて、刑事法による禁止は構造的な不平等を強める恐れもあります。差別を法律で固定化し、法的な力を付与してスティグマを助長する可能性があるのです。こうしたことのすべてが、恐るべき被害をもたらすこととなります。

刑事法は、個人や集団に対する敵意、排除、不平等、差別、疎外をもたらし、時には暴力に駆り立てることもあります。その結果、人権や民主的な価値観、社会の包摂性をすべて損なうことにもなるのです。

この何年もの間、国連事務総長や人権高等弁務官事務所、世界および地域レベルの人権機関、専門家、各国の裁判所、立法府および国内人権機関、そして市民社会は、刑事法が性、生殖、HIV、薬物使用、ホームレス、貧困に関連する行為を禁止することで人権にもたらす有害な影響に対し、重大な問題として取り組んできました。

このことが大きな苦勞を伴う5年間のプロセスにつながったのです。法律の専門家グループは、こうした被害に建設的に対処できるようにする一連の原則について推敲を重ねてきました。

国際法律家委員会が発行した『性、生殖、薬物使用、HIV、ホームレス、貧困に関連した行為を禁じる刑事法に向けた人権に基づくアプローチのための3月8日原則』は、弱い立場の人たちの人権に有害な影響をもたらす刑事法への有効な介入策を示しているのです。

これらの原則は、幅広い利害関係者が利用できるようにすることを目指しています。人生と仕事を通して得られた私の経験から、原則を必要とする人たちにとっては、直ちに役立つ大切なものであることが分かります。その人たちには、人権を守り、差別がないことを保証しつつ、法の支配を確立するという重大な責任を負う裁判官も含まれます。

この原則は、刑事法および国際人権法と人権基準の一般原則に基づくものです。明確かつアクセスが容易で、実行可能な法的枠組みを示し、同時に以下の行為に対して刑事法を適用する際の実践的なガイダンスを提供しようとするものでもあります。

- 性と生殖に関する健康と権利。妊娠中絶を含む。
- 合意に基づく性行為。婚外性交渉、同性間の性関係、思春期の性行為、セックスワークなどを含む。
- ジェンダー自認とジェンダー表現
- HIVの非開示・曝露・感染
- 薬物使用と個人使用目的の所持
- ホームレスと貧困

そして、刑事司法制度、および他の分野の人たちにとっても、この原則が実務上の役に立てられるのではないかと私は考えています。検察官と法律実務家、立法者、政府高官、政策立案者、各国の国内人権機関、監視機関、法律サービス提供者、被害者グループ、市民社会組織、学者などがそこには含まれています。こうした人たちはすべて、刑事法の誤った適用による人権への悪影響を軽減する上で重要な役割を果たす可能性があるのです。

エドウィン・キャメロン

南アフリカ憲法裁判所元判事

南アフリカ矯正サービス監察判事

目次

はじめに	1
序文	5
対象	9
プロセス	9
構成	10
前文	10
第1部 一般原則編 刑事法の基本原則	14
原則1 適法性の原則	15
原則2 危害に関する原則（危害則）	15
原則3 個人の刑事責任	15
原則4 自発的な行為の要件	15
原則5 精神状態の要件	16
原則6 刑事責任の阻却事由	16
第2部 一般原則編 刑事法と国際人権法、国際人権基準	17
原則7 人権が刑事法に課す制限	18
原則8 人権の適法な行使	18
原則9 刑事法と差別の禁止	18
原則10 差別に基づく刑事責任は認められない	19
原則11 18歳未満に対する刑事責任の制限	19
原則12 刑事法と人権の不可侵	19
原則13 刑事法による制裁	19
第3部 特別編 性と生殖、薬物使用、HIV、ホームレス、貧困に関連した行為への犯罪化適用	20
原則14 性と生殖に関する健康と権利	21
原則15 妊娠中絶	22
原則16 合意に基づく性行為	22
原則17 セックスワーク	23
原則18 性的指向・ジェンダー自認・ジェンダー表現	23
原則19 HIV	24
原則20 薬物使用および個人使用目的の所持・購入・栽培	24
原則21 公共の場における生命維持活動、およびホームレスと貧困に関連する行為	24
推薦者・支持者	25

序章

国家が個人に制限を加えるうえで、刑事法は最も厳しい手段の一つである。したがって、その行使は、他の手段では適法な成果が得られないときにのみ許される最後の手段でなければならない。ところが、最近では世界各国で過剰な犯罪化傾向が強まっている。

刑事法の主要な目的は通常、報復や抑止、資格剥奪、更生にあると考えられているが、同時に糾弾と処罰に値するとみなした特定の行為に対する公的な非難を表現する機能も果たすことになる。こうした表現機能を利用したいという欲求は、刑事法の拡大を促す大きな要因となっている。

個人に対し、時にはコミュニティ全体に対して、正当化し得ない犯罪化を進めることは、人種およびジェンダーの平等、生殖に関する自己決定、障害、経済的正義、市民的自由、性的指向、ジェンダー自認、教育、青少年育成、公衆衛生など様々な分野で人権擁護の前進にとって大きな障害になっている。

また、最近では人権擁護に対する反動もみられる。とりわけ、性と生殖に関する健康と権利に対して、そして、女性・レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー・ノンバイナリー、多様なジェンダーの人たち、インターセックスの人たちの権利、そしてまた、セックス ワーカー、薬物使用者、ホームレスを経験している人たち、貧困状態で生活する人たちの人権に対しては、その傾向が強まっている。

とくに、性と生殖、薬物使用と個人使用目的の所持、HIV、ホームレス、貧困に関しては、刑事法は行為を禁止する常套手段とされてきたし、場合によっては新たに導入されている。そうした法律は、性別や性的指向、ジェンダー自認、ジェンダー表現その他の基本的に保護されるべき特性を根拠にしたスティグマと有害なジェンダー規範、差別を生み出し、永続させることによって、甚大な人権侵害を起こしている。

刑事法による上記の行為の禁止が、強制や強要がある場合、あるいは同意のない場合に限られるのでなければ、脅しや強制による法執行だけでなく、そうした法律があること自体が威嚇にとどまるか実施されるかに関わりなく、人権を侵害していることになる。とりわけ、差別からの自由、差別なき法の前の平等と法による平等な保護、生活権、拷問やその他の虐待（ジェンダーに基づく女性への暴力を含む）からの自由、人の自由と安全、達成可能な最高水準の身体的および精神的健康、十分な生活水準の保持、個人および家族生活の尊重、意見・表現・平和的集会・結社の自由、思想・良心・宗教的信条の自由、移動の自由、働く権利および職場での権利、公務への参加の権利、といった領域に刑事法を適用することは、広範な人権侵害をもたらすことになる。

人権を擁護し、暴力や差別的な法律・慣行の執行を含む人権侵害から人びとを守るのに失敗するならば、国際人権法に違反することになる。そうした失敗は、薬物の過剰摂取やHIV感染の拡大、安全でない妊娠中絶など健康危害のリスクを増大させ、社会的経済的な排除にもつながることから、社会に有害な影響を広く及ぼしている。この有害な社会的影響は、個人や家族、コミュニティに負担をかけることになる。したがって、不当かつ恣意的で法にもとる刑事法がつくられること、それによって人権侵害が引き起こされることに對し、早急に対処しなければならない。

国連事務総長や人権高等弁務官事務所、世界全体および地域レベルの人権機関、専門家、ならびに各国の裁判所、立法府、国内人権機関はこの何年か、性と生殖に関する健康と権利、合意に基づく性行為、ジェンダー自認、ジェンダー表現、HIVの非開示・曝露・感染、薬物使用と個人使用目的の所持、ホームレスと貧困、これらに関連する行為の禁止を定めている刑事法が人権に対し有害な影響を与えていることに懸念を表明している。そして、健康および他の人権の保護に向けた重要なステップとして、上記行為の一部またはすべてに関連する刑事法および他の懲罰的な法律、政策、慣行の撤廃を求めてきた。

これまで述べた文脈における犯罪化により、刑事法が一般に想定している目標の達成を助けることはない。たとえば、第三者に身体的、心理的、経済的な危害が直接加えられるのを防ぐことはない。むしろ、合意に基づく行為や社会的なスティグマの対象とされる特性や立場を取り締まることになる。前述した行為を禁止する刑事法の存在と執行によって、個人は処罰とスティグマを受けることになり、国際人権法に保障された人権を行使するためのサービスと権利が否定されてしまう。とりわけ社会から排除され、抑圧され、周縁に追いやられているコミュニティの人たちに対しては、その傾向が強い。



差別的な禁止規定を内包している刑事法では、不平等な力関係を体現し成文化することが繰り返されている。そうした力関係は多くの場合、植民地主義、排外主義、人種差別、性差別、階級差別、障害者差別、文化・宗教・社会・政治・経済、その他における力関係の遺産である。さらに実体的な刑事法および刑事訴訟法には、意図的か否かはともかく、差別の諸要素が効果的に組み込まれている。差別の諸要素は、想定されたジェンダー役割、家父長制と男女間で異なる規範における力関係のなかにも、禁じられる差別的根拠に基づくその他の歴史的区別のなかにも、根をおろしている。犯罪化はつまるところ、法文上も法適用上も、既存の力関係に対応して下される政治的決定の産物である。そうした決定はしばしば、すでに周縁に追いやられて不利な立場に置かれている集団に属する人たちに、有害な影響を及ぼしている。犯罪化が構造的な不平等と差別を生み出し、悪化させていても、法的な異議申し立てや救済がなされることはない。禁じられている差別の根拠に刑事法がもたらす影響があることを国が把握し、データを集め、検証することを怠っているからである。

こうした点を踏まえ、以下に示す原則は、刑事法と国際人権法、人権基準の一般原則に基づき、以下の行為に関する刑事法の適用に関し、明確かつ利用しやすく、運用可能な法的枠組みと実践的な法的ガイダンスを提供することを目的としている。

- a) 性と生殖に関する健康と権利。妊娠中絶を含む。
- b) 合意に基づく性行為。婚外性交渉、同性間の性関係、思春期の性行為、セックスワークなどを含む。
- c) ジェンダー自認とジェンダー表現。
- d) HIVの非開示・曝露・感染。
- e) 薬物使用と個人使用目的の所持。
- f) ホームレスと貧困。

こうした原則はさらに、犯罪化が健康、平等その他の人権に及ぼす有害な影響にも対処することを目的としている。

これらの原則はより広範な問題、すなわち犯罪化の対象としてはならない行為には他にどんなものがあるのか、また、特定の刑事法条項の内容と範囲が刑事法の一般原則や国際人権法、人権基準に適っているのか、そうした問題をより広く検討する際にも役立つ。特に第1部、第2部は、これらの原則で取り上げた行為への過剰な刑事規定を含め、刑事犯罪とされているものが刑事法および国際人権法、人権基準の一般原則に従っているかどうかを検討する際に役立つであろう。たとえば、以下の禁止に関するものだ。背教、不敬、無断欠席、名誉毀損、誹謗中傷、プロパガンダ、公的生活妨害、徘徊、浮浪、不倫、公然わいせつ、同性婚、同性愛の宣伝、わいせつおよび性的発言、特定の種類のポルノ、非搾取的代理出産、特定の有害な慣行、移住関連の違反、人道支援の提供、連帯行為、特定の種類の市民的不服従。

これらの原則はまた、他の法的手段における罰則が国際人権法および刑事法の一般原則に従うものかどうかを判断する際にも、役立つであろう。たとえば、補助的法規、懲戒法、民事法、条例、行政法および規制（ゾーニング、制限など）、メンタルヘルス関連法、それらに規定される罰則が含まれる。これらの法規制は、必ずしも国内法により犯罪者と規定されていなくても、当該の人に負わされる罰則その他の悪影響の重大性を考慮すれば、それと同等の懲罰的性格やスティグマを与えようとする意図または効果を持つことになる。罰金、資産没収、障害者に対する民事上の拘禁、薬物その他の治療の義務付け、国外追放および行政上の強制退去、親権の剥奪など、それぞれの制裁の性質や期間、実行方法は、懲罰的で犯罪に準じた性格を示すエビデンスでもある。

対象者

これらの原則は、広範な利害関係者の役に立てることを目指している。ただし、その中でも以下に挙げる立場の人たちには直接的な関りがあり、とりわけ重要度が高い。

- a) 立法者。法律の起草、採択、または見直しや改革、そのすべての段階で責任を負う人。
- b) 行政官。二次立法、および拘束力のある規則、規制、政策を採用する権限を含む立法権を委任されている人。
- c) 裁判官。刑事事件を統括する治安判事を含む。
- d) 刑事事件に関与する検察官および法律実務家（例：弁護士、法的支援者、パラリーガル）。
- e) 上級審の判事。特定の刑法規定および行政罰規定の合法性を考慮することになる憲法裁判所や最高裁判所などの判事。

一連の原則は、刑事司法制度におけるその他の関係者にも実務に役立つ可能性がある。政策やガイドラインの確立、および検察官その他の法執行官に指示を出すべき検察および同等の立場の当局の長、政策立案者、行政官、各国の国内人権機関、監督機関、法律サービス提供者、被害者グループ、市民社会組織、学識経験者といった人たちである。

さらに、刑事法には、移民法や行政法、その他さまざまな規制の枠組みなどとも適用上の関わりがあることから、これらの原則に対する関心は刑事法にとどまらない。

プロセス

「医療現場における差別の撤廃」に関する2017年国連共同声明など最近の国際的イニシアチブに触発され、国連合同エイズ計画（UNAIDS）、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）、国際法律家委員会（ICJ）は2018年、刑事法が人権に及ぼす有害な影響、つまり性と生殖に関する健康と権利、合意に基づく性行為、ジェンダー自認、ジェンダー表現、HIVの非開示・曝露・感染、薬物使用と個人使用目的の所持、それらに対する糾弾に対し、法学者・法曹関係者の果たすべき役割を検討する専門家会議を招集した。会議の招集は市民社会およびその他の利害関係者の要請に応えるもので、人権に関する犯罪化の有害な影響に対処するため、一連の法的原則の精緻化をはかり、立法府、裁判所、行政当局、検察当局、および人権擁護者を支援することを目指していた。その後、市民社会その他の利害関係者により、ホームレスや貧困に関連する行為の犯罪化についても、一連の原則の中で取り上げる必要があることが指摘された。

この専門家会議の結果を受けて国際法律家委員会が原則に関する一連の草案を作成し、法律家、学者、法律実務家、人権擁護者、および関連分野で活動を続ける様々な市民社会組織など広範な専門家の意見を集約しつつ検討を重ねてきた。また、2020年から2022年にかけて一連の対面およびオンラインの協議を行ったうえで、2023年初頭には原則の最終版をまとめ、承認を得るために回覧している。

構成

一般原則編の第1部と第2部は、法の支配を尊重し、特定の行為を禁止する際に、刑事法および国際人権法の一般原則のもとで、それぞれが満たされる基準、差別のないかたちで、法の支配が尊重される基準を示している。

特別編の第3部では、性と生殖、薬物使用と個人使用目的の所持、HIV、ホームレス、貧困に関連する行為の犯罪化に関し、第1部と第2部から導き出される原則を取り上げている。

前文

明文化された刑事法（つまり、犯罪となる行為を定義し、禁止行為に対して許容される刑罰を決定する法律）も、刑事訴訟法と慣行、政策に基づくその執行も、取り締まりや捜査、逮捕、自由の剥奪、拘留条件、裁判および判決手続きに関連するものを含め、人権を侵害するおそれがあることを認識する。

ある行為を犯罪として禁止することが、刑事法および国際人権法の一般原則に適合しないことを懸念する。禁止される行為が、人権の適法で合法的行使と享受を必然的に含み、まったく犯罪化されるべきではないから、あるいは刑事法で犯罪とされる行為の内容と範囲が、別の状況では刑事法の一般原則と矛盾するからである。

さらに、そうした状況では、市民的、文化的、経済的、政治的および社会的なすべての権利の行使および享有が犯罪化によって侵害され、あるいは損なわれることを懸念する。侵害されるのはとりわけ、尊厳と平等な扱いを受ける権利、差別を受けない権利、暴力からの自由（拷問または人道にもとり、品位を傷つける処遇）、表現の自由と結社の自由、人への不干涉、生活、プライバシー、健康などの権利である。

国際人権法で禁止されている差別の理由の一つあるいはいくつかの複合により、人びとが差別を経験する現実があることを認識する。その理由とされるのは、年齢、性、性的特徴、ジェンダー、性的指向、ジェンダー自認、ジェンダー表現、人種、皮膚の色、出身国または社会、国籍・市民権、民族、心身の障害、在留資格、財産、出生または家系（カーストおよび類似の継承された地位に基づくものを含む）、言語、宗教または信念、政治的その他の意見、特定の社会集団への帰属、結婚または家族の状況、妊娠、出産、親であること、HIV陽性あるいは薬物依存を含む健康状態、経済的、社会的地位、職業、居住地、先住民族のアイデンティティまたは立場、マイノリティその他の立場などがある。

国際人権法で禁止されている理由によって差別をする場合、刑事法がどのグループを保護に値するとみなし、どのグループは社会に非難されて当然であるのかを示す役割を果たすことを懸念する。そうした状況では、刑事法による禁止自体が、構造的な不平等を強化し、差別的な態度を条文化して法律のお墨付きを与え、スティグマを公認して広範な社会的危害を引き起こすことになる。

同様にこうした危害は多くの場合、禁止される行為で特徴づけられた特定の集団を逮捕や監視の対象とし、選択的かつ恣意的に訴追するなど、差別的な刑事法執行のパターンを通じて現れることも懸念する。

さらに刑事法がスティグマを与えることで、個人および集団に対する敵意、排除、不平等、差別、および周縁化が広がること、それが時には暴力にまで発展し、各地方や国、世界レベルで人権と民主的価値、社会的包摂を損なう結果になることを懸念する。

国家その他が、刑事法の存在と適用でもたらされる人権侵害を、文化、伝統、コミュニティの価値観や宗教的信念を理由に、あるいは他の人の権利や評判、国家の安全、公共の秩序、公衆衛生が脅かされるという言明によって、正当化する試みが繰り返されていることも懸念する。

固有の文化や伝統的価値観、コミュニティの価値観、宗教的信念をまもるためにせよ、他の人の権利や評判、国家の安全、公共の秩序、公衆衛生や公衆道徳を脅かそうとするものからまもるためにせよ、いかなる国や社会においても、暴力や差別のような人権侵害の正当化や弁明などの適法ではない目的で、あるいは、刑事法における責任の原則や人権の普遍性、その他国際人権法および人権基準に従わないような人権への制限を弁護するために、刑事法が利用されてはならないことを再確認する。

刑事法が複雑な社会構造による課題に対処するのではなく、しばしば誤って使われていることを懸念する。

さらに懸念するのは、公衆衛生や公序良俗など刑事法の利用の正当化に持ち出される適法な利益は、ジェンダーの平等と社会的経済的権利などあらゆる領域の人権の実現を目的とする取り組みによって、そして刑事法の使用を最小限にし、社会的不正と構造的不平等を予防、補償、是正する措置に換え、あるいは補うことによって、より適切に得られるということである。

国家の干渉が、特定の行為および状況において、正当化可能か不可能かを判断するには、少なくとも同意が重要であること、同意の有無を確認するには、法による制限と当事者の同意能力を十分に考慮し、証拠と事実関係の調査が必要であること、これに留意する。

同意がない場合、当該の行為に対し刑事責任が生じる可能性があることを認識する。

同意に関連して刑事法を適用するとき、国際人権法が以下の点に十分な注意を払うよう求めていることを強調する。

- a) 障害を持つ人の法的同意能力。意思決定に必要な支援を含む。
- b) 思春期における同意能力の一定の状況下での成長。国内法で定められた同意の最低年齢に達していない場合、法律に規定されていなくても考慮する。
- c) 差別の禁止と平等。性、性的指向、ジェンダー、人種、障害、その他の保護されるべき基本的属性に関して。

以下の21の原則は、個人の刑事責任に関するものであることに留意する。法人が、つまり企業その他のビジネス組織、協会、法人格の原則に基づくその他の行為主体が関与する法人による行為の刑事責任についてはではない。



さらに、これらの原則は刑事法の既存の一般原則、慣習法および条約法を含む国際人権法、司法判断、国内法と慣行、受容されている慣行と国際司法裁判所規程第38条に合致する法学説、これらに繰り返し反映されていることに留意する。

これらの原則は国際法に新たな要素を加えるものではないことを強調する。むしろ、刑事法および国際人権法の一般原則による既存の基準から導かれ、言い換えられたものであり、その目的は、性、薬物使用と個人使用目的の所持、HIV、ホームレス、貧困に関連した行為を禁止する刑事法に対して、人権に基づくアプローチを明確にすることにある。

さらにこれらの原則は、刑事法の一般原則に照らし、また、国際人権法および人権基準に従って解釈されるべきことを強調する。それによって国内法のもとでも、人権の行使と尊重が最も望ましく保証される。

しかしながら国内法を根拠に国際法への違反を正当化できないことは再確認する。

これらの原則が設定しているのは最低基準であることを認識する。個人を保護する水準を、国内法において、あるいは刑事法の一般原則のもとで提供されているよりも、国際人権法と人権基準が保証する人権に制限、限定、削減を加える形で、引き下げることを正当化すると解されてはならない。

これらの原則が「生きた文書」として、つまり、ダイナミックに、現在の状況に照らし、人権法および人権基準の進化に対応して、解釈されることを推奨する。

さらに治安判事を含む裁判官、ならびに刑事法の合法性を審査する立場の司法メンバー、および立法者、検察官、弁護士その他の弁護士、行政監査人、政策立案者、政府高官、法執行官、国内人権機関、市民社会組織などその他の関係者には、国・地域・国際レベルで、刑事法の執行に関連して人権の完全な実現を達成するために、これらの原則を広め、採用し、適用することを推奨する。

この文書の最後に記載したリストは以下の原則を最初に支持した法律家である。また末尾に名前を示した組織や機関がこれらの原則を支持している。



第1部

一般原則編

刑事法の基本原則

原則1 適法性の原則

作為または不作為に対しては、それがなされた時点、またはなされなかった時点において、国内法または国際法の下で犯罪を構成していなかったのであれば、何人も刑事責任を問われることはない。適法性の原則ではまた、法律が公的かつ十分に知られ、刑事責任が予見可能であり、その適用と結果が明確に理解できることが求められる。したがって、犯罪は正確かつ明確な言葉で分類され、記述されて、犯罪とされる行為が明確に定義され、処罰される犯行は狭く限定されなくてはならない。犯罪の構成要件、犯罪を刑事的に禁止されていない行為から区別する要素が明らかにされなければならない。

刑事法は、あいまい、不正確、恣意的、または過度に広義の用語によって、作為または不作為を禁止してはならない。

刑事法が広義に解され、告発される人に不利になってはならない。両義にとれる場合は、特定の犯行の定義は告発される人に有利に解されなくてはならない。

原則2 危害に関する原則（危害則）

刑事法が禁止することができる行為は、他の人の基本的権利と自由、または公共の利益、つまり、国家安全保障、公共の安全、公共の秩序、公衆衛生、公共道徳に実質的な危害を与え、あるいは脅かす行為のみである。これらの理由で正当化される刑事法上の措置は狭く解釈されなければならない。これらを根拠にした国家の主張は常に精査されなければならない。

原則3 個人の刑事責任

何人も、どのような作為または不作為に対しても、そうした行為に対する個人としての刑事責任に基づく場合を除き、刑事責任を問われることはない。

原則4 自発的な行為の要件

何人も犯罪として定義されている作為または不作為を自発的に行ったのであれば、刑事犯罪の責任を問われることはない。刑事責任は、思想、信条、地位のみに基づいて問われるものではない。

原則5 精神状態の要件

何人も、犯罪を構成する基本要素を、犯罪の定義において要件とされる精神状態で行った、つまり意図、目的、知識をもち、無謀あるいは過失で行ったのでなければ、刑事責任を問われることはない。自由の剥奪によって罰せられるすべての犯罪は、それぞれの基本要素の中に精神状態の要件が含まれなければならない。

原則6 刑事責任の阻却事由

何人もその行為が法に従って弁護される場合、行為がやむを得ない理由、正当防衛、強要などによって正当化または弁解される場合には、犯罪について刑事責任を問われることはない。





第2部

一般原則編

刑事法と国際人権法、
国際人権基準

原則7 人権が刑事法に課す制限

刑事法の解釈は、国際人権法と一致していなければならない。次のような条件がなければ、刑事法が人権の行使を制限することはできない。

- a) 法律に従う。適法性の原則
- b) 国際人権法で許容された利益、限定され狭く定義された適法で基本的な公共の利益の一つを追求する。つまり、他の人の基本的な権利と自由、国家の安全保障、公共の安全、公共の秩序、公衆衛生、公共道徳を保護するためである。
- c) これらの適法な利益の達成に厳密な意味で必要となる。
- d) 追求すべき適法な利益に見合う。つまり、望ましい結果を得るための侵害と制限を伴う手段は最小限でなければならない。
- e) 適法な利益をまもるために、合理的、理性的に結合しており、適切である。
- f) 恣意的ではない。
- g) 差別的ではない。
- h) 国際人権法の下で認められている他の権利と整合性がある。

刑事法上の措置は人権の行使を制限し毀損するので、慎重に考えられなくてはならない。国家は、他の人の基本的な権利と自由の保護、国家安全保障、公共の安全、公共の秩序、公衆衛生、公共道徳に対する利益を主張するだけでなく、それらの保護に刑事法による対応が必要とされる具体的な証拠を示し、その主張を継続的に精査しなければならない。

禁止される行為が損ねるあるいは脅かすとされる実質的な危害は、予見可能でなければならない、あまりに関連が希薄であってはならない。刑事法の適用が適切と言えるのは、上記の適法な利益の達成が、他の制限がより少ない手段では不十分なときに限られ、最後の手段とされる場合である。

原則8 人権の適法な行使

原則7で示された許容の範囲を除き、人権法でまもられている行為を刑事法が禁止することはできない。そうした行為は国際または国内の人権法の下で保証されている人権の適法な行使および享受だからである。

原則9 刑事法と差別の禁止

刑事法では、条文上も適用上も、実質的にも形式的にも、直接的にも間接的にも、国際人権法で禁止されているいずれかの理由による差別は、重なり合う複数の理由も含め、許されない。



差別の禁止理由には次のものが含まれる。年齢、性別、性的特徴、ジェンダー、性的指向、ジェンダー自認、ジェンダー表現、人種、皮膚の色、出身国または社会的出自、国籍・市民権、民族、心身の障害、在留資格、財産、出生または家系（カーストおよび類似の継承された地位に基づくものを含む）、言語、宗教または信念、政治その他の意見、特定の社会集団への帰属、結婚または家族の状況、妊娠、出産、親であること、HIV陽性あるいは薬物依存を含む健康状態、経済的社会的地位、職業、居住地、先住民族のアイデンティティまたは立場、マイノリティまたはその他の立場。

原則 10 差別に基づく刑事責任は認められない

他の人が行えば犯罪にならない行為であれば、またその行為の犯罪化が国際法または国内法の下で禁止されている差別にあたるなら、何人もその行為に対し刑事責任を問われることはない。

原則 11 18歳未満に対する刑事責任の制限

18歳以上が行えば犯罪に該当しないいかなる行為に対しても、18歳未満の者が刑事責任を問われることはない。

原則 12 刑事法と人権の不可侵

「国民の生命を脅かす緊急事態」にあっても、国際人権法に基づき人権を不可侵とする国家の義務に、刑事法が違反することはできない。

原則 13 刑事法による制裁

刑事法による制裁は、差別的な扱いがないこと、犯罪の重大さに見合ったものであることを含め、人権に適うものでなければならない。拘禁刑は最後の手段である。





第3部 特別編

性と生殖、薬物使用、HIV、
ホームレス、貧困に関連した
行為への犯罪化適用

第3部の原則は、第1部、第2部の一般原則と法的基準を以下に関連する行為の犯罪化に適用することから帰結し、適用を反映し、推敲したものである。

- a) 性と生殖に関する健康と権利。妊娠中絶を含む。
- b) 合意に基づく性行為。婚外の性行為、同性間の性行為、思春期の性行為、セックスワークなどを含む。
- c) ジェンダー自認とジェンダー表現。
- d) HIVの非開示・曝露・感染。
- e) 薬物使用と個人使用目的の所持。
- f) ホームレスと貧困。

原則 14 性と生殖に関する健康と権利

何人も、性と生殖に関する健康の権利を行使することで、たとえば性と生殖に関する保健施設やサービス、商品、およびそれらの情報を求め、利用することで、刑事責任を問われてはならない。

いかなる方法であれ、刑事法は次の権利を侵害してはならない。

- a) 自分の体とセクシュアリティ、生殖に関する決定を自ら下し、それに基づいて行動する権利。たとえば妊娠、緊急避妊を含む避妊、中絶に関する包括的なケア、性感染症の予防、ジェンダーを尊重するケアと治療など、
- b) 保健施設、サービス、商品、およびそれらの情報を利用する権利。

何人も、その行為が自身の妊娠に危害をもたらすとされることを根拠に、刑事責任を問われてはならない。たとえば、飲酒や薬物の使用、自身や妊娠中の胎児へのHIV感染、流産などである。ある行為がそれだけで刑事犯罪を構成するとされる場合、妊娠に危害をもたらすとされることから、刑事処分が追加されることがあってはならない。

保健医療提供者は、避妊や妊娠中絶のサービス、あるいはエビデンスに基づく正確で偏りのない情報の提供などの行為によって、刑事責任を問われることはない。それらは、性と生殖に関する健康の権利を、他の人が自由に行使できるようにする行為である。威圧、強制、詐欺、医療過誤などによって、自由な意思により情報に基づいて決定する権利を侵害しない限り、刑事責任は問われない。

何人も、他の人が性と生殖に関する権利を行使できるよう援助することについて、刑事責任を問われてはならない。その権利行使に関して自由な意思による情報に基づく決定がないというのであれば、刑事責任が問われることはない。

親、保護者、ケア提供者などが、子供や障害者を含むケアを受ける人たちを援助すること、性と生殖に関する健康のサービス、商品、情報を利用して、性と生殖に関する権利を行使できるように援助することについて、刑事責任が問われてはならない。ケアを提供する側が威圧、強制、詐欺を行い、子供やケアを受ける側が自由な意思による情報に基づく決定をしていないというのであれば、刑事責任が問われることはない。

原則 15 妊娠中絶

緊急事態による流産や死産を含む妊娠喪失、中絶の企図や実施、あるいは自身の妊娠、出産に関するその他の決定、これらについては、何人も刑事責任を問われてはならない。

刑事法は妊娠中絶を禁止してはならない。中絶を受けること、援助や補助を行うこと、施術を提供すること、関連する医薬品やサービス、エビデンスに基づく関連情報を提供することなど、妊娠中絶にかかわる一切は刑事法の範囲から除外されなければならない。

謀殺、故殺、その他の形態の違法な殺人などいかなる犯罪も、中絶を受けること、援助や補助を行うこと、施術を提供すること、関連する医薬品やサービス、エビデンスに基づく関連情報を提供することなどを禁止するものではなく、またそれらに適用されてはならない。

原則 16 合意に基づく性行為

合意に基づく性行為は、性的活動のタイプ、当事者の性別、ジェンダー、性的指向、ジェンダー自認、ジェンダー表現、婚姻の有無などに関わらず、いかなる条件のもとでも、犯罪とされてはならない。合意に基づく同性間の性関係も、合意に基づく異性間の性関係と同様、また、合意に基づく性関係であれば、トランスジェンダー、ノンバイナリーその他の多様なジェンダーの人たちとの、その間での関係、あるいは婚前か婚外かを問わず婚姻の外での関係も、決して犯罪とみなされてはならない。

刑事法の執行には、性交同意を禁止する最低年齢が差別のないかたちで適用されなければならない。執行は、当事者の性別、ジェンダー、または結婚同意年齢と結びつけられてはならない。

さらに、国内の規定では性交同意年齢に達していない人が関与する性行為は、法律で認められていなくても、実際には合意に基づいている可能性がある。こうした場合、刑事法の執行には、18歳未満の人が合意に基づく性行為について決定をくだす権利と能力、および関連する問題について意見を聴かれる権利が反映される必要がある。



18歳未満の人も、その能力の発達と自己決定の進歩に応じて、自分たちに影響する決定に参加できるようにすべきであり、その際に、彼等の年齢、成熟度、最善の利益への配慮と、差別がないことへの注意が求められる。

原則 17 セックスワーク

合意をしている成人の間で性的サービスと金銭、商品、サービスとを交換すること、そうした交換を目的に提供するものを宣伝する、施設を共有するといったことは、公共の場であろうと私的な場所であろうと、威圧、強制、権限の悪用、詐欺によるものでなければ犯罪とされてはならない。

刑事法は、威圧や強制、権限の悪用、詐欺によらない公正な条件の下で、成人間の合意による性的サービスと金銭・商品・サービスとの交換を目的に促進、管理、組織化し、他の人との交渉、宣伝、情報提供、施設の提供または賃貸を行うことで、直接的または間接的に、金銭的、物質的利益を受ける第三者の行為を禁止してはならない。

原則 18 性的指向・ジェンダー自認・ジェンダー表現

何人も、ジェンダー自認またはジェンダー表現に基づく行為や地位に対して、刑事責任を問われてはならない。それにはジェンダー役割や出生時に割り当てられた性別、または男女の性別二元論などに関し、社会の期待や規範に沿っていないとみなされることがあるジェンダー自認やジェンダー表現も含まれる。

何人も、他の人の性的指向やジェンダー自認の探求、自由な展開を支援する目的で、合意に基づいて行うことに対し、刑事責任を問われてはならない。ただし、威圧や強制、詐欺、医療過誤がある場合、あるいは当事者が自由な意思により情報に基づいて決定したのではない場合は、この限りではない。

当事者の自由意志による情報に基づく同意と決定なしに、威圧、強制、権限の悪用によって、個人の性的指向、ジェンダー自認、ジェンダー表現を変更または抑圧しようとする行為に関しては、刑事法の他の条項で対処する必要がある。

原則 19 HIV

刑事法は、HIV 感染の非開示、曝露、感染自体を禁止してはならない。

刑事法の適用は、HIV を意図的に感染させることに限定すべきである。つまり、人が自ら HIV 陽性であることを知っており、他の人への感染を意図して行動し、実際に感染が成立した場合に限られる。こうした状況における刑事法の執行は、HIV およびその感染経路と予防、治療に関する入手可能な最良の科学のおよび医学的エビデンスに基づかなければならない。

原則 20 薬物使用および個人使用目的の所持・購入・栽培

刑事法は次のことを禁止してはならない。

- a) 薬物の使用、および個人の使用目的による所持、購入、栽培。18 歳未満または妊娠中を含む。
- b) 個人の薬物使用に関わる、または薬物使用者の健康サービスに関する機器、商品、情報の所持または配布。
- c) 薬物使用に伴う危害の防止と軽減に向けて、品質が保証され、科学的に安全で、医学的に適切な対応の一部として実施する活動またはサービス。より安全な薬物使用キット、滅菌針と注射器、ナロキソンの配布、および安全な使用場所の提供と監督を含む。
- d) 薬物使用者への医療サービス情報を探し、受け取り、伝えること。薬物使用に関連する危害の防止または軽減を目的とした機器、商品、施設、情報を含む。

原則 21 公共の場における生命維持活動、およびホームレスと貧困に関連する行為

何人も次のことで刑事責任を問われてはならない。

- a) 公共の場において生命を維持するための経済活動。物乞い、取引、勧誘、販売、行商、または非禁制品を含むその他の非公式の商業活動など。
- b) 公共の場において生命を維持するための活動。睡眠、食事、炊事、洗濯、休息や衛生に関連する活動、水浴、排尿、排便、その他類似の活動。他に利用できる適切な場所がないので公共の場で行われる。
- c) 雇用や生計手段、経済的社会的地位／資格／証明に基づくこと。住所が定まらず、居住場所がないこと。実際上ホームレス状態を経験していること。



推薦者・支持者

以下の法学者は、この原則について、個人の立場で支持を表明した人です。組織、機関、または所属は、あくまで識別の参考用に掲載しました。

MEGHNA ABRAHAM

Executive Director
Center for Economic and
Social Rights

MÓNICA ARANGO OLAYA

Former Deputy Justice
Constitutional Court
Colombia

CATALINA BOTERO

Director of the UNESCO Chair
of Freedom of Expression,
University of Los Andes
ICJ Commissioner, Colombia

LUISA CABAL

Director, Regional Support
Team for Latin America and the
Caribbean
UNAIDS

EDWIN CAMERON

Retired Justice, Constitutional
Court of South Africa
Inspecting Judge, Judicial
Inspectorate for Correctional
Services

SILVIA CARTWRIGHT

ICJ Commissioner and Chair of
the ICJ Executive Committee
New Zealand

MARKUS D. DUBBER

Professor, Faculty of Law &
Centre for Criminology and
Sociolegal Studies, University
of Toronto
Canada

RICHARD ELLIOTT

Consultant, health and human
rights law and policy
Chair, Supervisory Board, HIV
Justice Network

FANNY GÓMEZ-LUGO J.D., LL.M.

Adjunct Professor of Law,
Georgetown University Law
Center
USA

ANAND GROVER

Co-founder and Director
Lawyers Collective
India

ROOJIN HABIBI

Research Fellow,
Global Strategy Lab
York University
Canada

CATHERINE HEARD

Director, World Prison Research
Programme
Institute for Crime & Justice
Policy Research, School of Law,
Birkbeck, University of London,
United Kingdom

ESZTER KISMÖDI

International Human Rights
Lawyer,
Chief Executive, Sexual and
Reproductive Health Matters

RAJAT KHOSLA

Adjunct Research Professor,
University of Southern California
Institute on Inequalities in Global
Health

MONICA MBARÚ

Judge, Employment and Labour Relations Court
Kenya

ALLAN MALECHE

Executive Director
Kenya Legal & Ethical Issues Network on HIV and AIDS

ALICE M. MILLER, JD

Co-Director, Global Health Justice Partnership of the Yale Law and Public Health Schools, Yale University, USA

SANJI MONAGENG

Former Judge, International Criminal Court
ICJ Commissioner, Botswana

ZIONE NTABA

Justice of the High Court
Malawi

LUCINDA O'HANLON

Formerly Adviser on Women's Rights
UN Office of the High Commissioner for Human Rights

JARNA PETMAN

Associate Professor of International Law, University of Stockholm, Adjunct Professor of International Law, University of Helsinki
ICJ Commissioner, Finland

IVANA RADAČIĆ

Vice-Chair, UN Working Group on discrimination against women and girls
Croatia

TRACY ROBINSON

Professor of Law
The University of the West Indies
Mona, Jamaica

REBECCA SCHLEIFER

Consultant, health and human rights law and policy

PATRICIA SCHULZ

Senior Research Associate
United Nations Research Institute for Social Development

IAN SEIDERMAN

Legal and Policy Director
ICJ

KALYAN SHRESTHA

Former Chief Justice of the Supreme Court
ICJ commissioner, Nepal

TRIPTI TANDON

Advocate
Lawyers Collective
India

JAIME TODD-GHER

Fellow, University of Toronto, International Reproductive and Sexual Health Law Program, Faculty of Law

CHRISTINA ZAMPAS

Fellow, University of Toronto, International Reproductive and Sexual Health Law Program, Faculty of Law
Independent Consultant

LIVIO ZILLI

Senior Legal Adviser & UN Representative
ICJ

以下は最初に原則を支持した団体および機関です。

Amnesty International

CREA

Global Health Justice Partnership of the Yale Law and Public Health Schools Yale University, USA

Global Network of Sex Work Projects

HIV Justice Network

International Network of People who Use Drugs

Sexual and Reproductive Health Matters



Commission Members

President

Prof Robert K. Goldman, USA

Vice-Presidents

Prof Carlos Ayala, Venezuela

Justice Radmila Dragicevic-Dicic, Serbia

Executive Committee

Sir Nicolas Bratza, United Kingdom

Dame Silvia Cartwright, New Zealand

Mr Shawan Jabarin, Palestine

Ms Nahla Haidar El Addal, Lebanon

Ms Mikiko Otani, Japan

Prof Marco Sassoli, Italy/Switzerland

Mr Wilder Tayler, Uruguay

Executive Committee Alternates

Justice Martine Comte, France

Ms Ambiga Sreenevasan, Malaysia

Commission Members

Ms Hadeel Abdel Aziz, Jordan

Prof Kyong-Wahn Ahn, Republic of Korea

Ms Chinara Aidarbekova, Kyrgyzstan

Prof Carlos Ayala, Venezuela

Prof Adolfo Azcuna, Philippines

Dr Elizabeth Biok, Australia

Ms Catalina Botero, Colombia

Sir Nicolas Bratza, UK

Mr Reed Brody, United States

Prof José Luis Caballero Ochoa, Mexico

Justice Azhar Cachalia, South Africa

Dame Silvia Cartwright, New Zealand

Justice Moses Chinhengo, Zimbabwe

Prof Sarah Cleveland, USA

Justice Martine Comte, France

Mr MarzenDarwish, Syria

Justice Radmila Dicic, Serbia

Mr Belisario dos Santos Junior, Brazil

Mr Gamal Eid, Egypt

Ms Leilani Farha, Canada

Prof Robert Goldman, USA

Ms Nahla Haidar El Addal, Lebanon

Mr Michelo Hansungule, Zambia

Ms Gulnora Ishankhanova, Uzbekistan

Mr Shawan Jabarin, Palestine

Ms Hina Jilani, Pakistan

Ms Asne Julsrud, Norway

Justice Kalthoum Kennou, Tunisia

Ms Jamesina King, Sierra Leone

Justice Qinisile Mabuza, Swaziland

Prof José Antonio Martín Pallín, Spain

Prof Juan Mendez, Argentina

Justice Charles Mkandawire, Malawi

Justice Yvonne Mokgoro, South Africa

Justice Sanji Monageng, Botswana

Ms Tamara Morschakova, Russia

Justice Willy Mutunga, Kenya

Justice Egbert Myjer, Netherlands

Justice John O'Meally, Australia

Ms Mikiko Otani, Japan

Dr Fatsah Ouguergouz, Algeria

Dr Jarna Petman, Finland

Prof Mónica Pinto, Argentina

Mr Victor Rodríguez Rescia, Costa Rica

Mr Alejandro Salinas Rivera, Chile

Prof Marco Sassòli, Switzerland

Mr Michael Sfard, Israel

Justice Ajit Prakash Shah, India

Justice Kalyan Shrestha, Nepal

Ms Ambiga Sreenevasan, Malaysia

Justice Marwan Tashani, Libya

Mr Wilder Tayler, Uruguay

Justice Philippe Texier, France

Justice Lillian Tibatemwa-Ekirikubinza, Uganda

Justice Stefan Trechsel, Switzerland

Dr Rodrigo Uprimny Yepes, Colombia



International
Commission
of Jurists

P.O. Box 1740
Rue des Buis 3
CH 1211 Geneva 1

Switzerland

t +41 22 979 38 00
f +41 22 979 38 01
www.icj.org